明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○航路標識に関する件（海上保安庁）　一〇三～一〇六　一
〔人事異動〕
海上保安庁　三
〔官庁報告〕
官庁事項
麦の需給に関する見通しの公表について（農林水産省）　六
茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針の公表について（同）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
独立行政法人科学技術振興機構公募型プロポーザル方式に係る手続開始、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告　示

○海上保安庁告示第百三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　広島大橋橋梁灯（C一灯）
位置
所在地　広島県広島港第一区（広島大橋西側面中央）
北緯　三四―二一―〇〇
東経　一三二―二九―四九
変更した事項
明弧　〇度から一八〇度まで
変更年月日　平成二十四年三月十三日

名称　広島大橋橋梁灯（L一灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C一灯）の北方約五八メートル
北緯　三四―二一―〇二
東経　一三二―二九―四九
変更した事項
明弧　〇度から一八〇度まで
変更年月日　平成二十四年三月十三日

名称　広島大橋橋梁灯（R一灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C一灯）の南方約六一メートル
北緯　三四―二〇―五八
東経　一三二―二九―四九
変更した事項
明弧　〇度から一八〇度まで
変更年月日　平成二十四年三月十三日

名称　広島南道路仁保ジャンクション四号ランプP一橋脚施設灯
位置
所在地　広島県広島港第一区（宇品灯台の東北東方三・七キロメートル）
北緯　三四―二一―二四
東経　一三二―二九―五〇
変更した事項
高さ　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成二十四年三月十三日

名称　対馬佐賀港北防波堤灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（佐賀港北防波堤外端）
北緯　三四―二七―〇三
東経　一二九―二二―二九
変更した事項
光度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十四年三月十三日

名称　今井埼灯台
位置
所在地　鹿児島県大島郡竜郷町（今井埼）
北緯　二八―二八―三五
東経　一二九―三七―一六
変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十四年三月十三日

名称　糸満港西水路第六号灯浮標
位置
所在地　エージナ島三角点（沖縄県糸満市）の北方約一・八キロメートル
北緯　二六―〇七―三一
東経　一二七―三九―三七
変更した事項
光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十四年三月十三日

○海上保安庁告示第百四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰